

# 五條市自主防災組織活動補助金交付要綱

平成26年3月26日

五條市告示第28号

(趣旨)

第1条 市長は、防災体制を確立し、もって地域の防災力の向上を図ることを目的として、各地区における自主防災組織に対し、防災活動や物品の整備を推進するために必要な補助金を交付するものとし、その交付に関しては、五條市補助金等交付規則（令和3年3月五條市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、各種災害に対処するために各地区自治会の区域を単位として、住民の連帯意識と「自助・共助の精神」に基づく自主防災活動を積極的に推進するとともに自主防災対策の確立を目指している組織をいう。

(補助対象経費)

第3条 この要綱による補助対象経費は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自主防災活動の計画づくりに要する経費
- (2) 防災訓練に要する経費（炊き出し訓練の材料費以外の食糧費を除く。）
- (3) 自主防災活動の勉強会及び防災研修・講演会の開催に要する経費
- (4) 広報啓発に関する経費（啓発物品、啓発ポスター、チラシ製作費等）
- (5) 備品等の購入に要する経費（備蓄用食料、倉庫、発電機、チェンソー等）
- (6) その他自主防災組織の活動上、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で当該年度の補助対象経費の総額の2分の1の額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとし、150,000円を限度とする。

2 国、奈良県等他の補助金等の制度を併用する場合は、補助金の交付額を調整することがある。また、市の他の補助金等又は市が助成している団体からの補助金等制度との併用はできない。

(補助事業の実施期間)

第5条 補助事業の実施期間は、補助金の交付の決定を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、五條市自主防災組織活動補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書(様式第2号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査及び必要な調査を行い、その決定内容を五條市自主防災組織活動補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請のあった自主防災組織に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかにその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(事業内容の変更)

第9条 補助事業者は、交付の決定を受けた事業について、その計画を変更しようとするときは、あらかじめ五條市自主防災組織活動補助金変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承

認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる変更については、この限りでない。

- (1) 日程の変更
- (2) 補助対象経費の30%未満の変更  
(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業完了後、速やかに五條市自主防災組織活動補助金交付事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第6号)
- (2) 対象経費分についての領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の交付等)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受け、事業の効果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助事業者に対し、補助金の確定金額を五條市自主防災組織活動補助金交付確定通知書(様式第7号)により通知するとともに、五條市自主防災組織活動補助金交付請求書(様式第8号)が提出された後に補助金を交付するものとする。この場合において、次項の規定により概算払をしたときは、その額を精算して交付する。

2 前項の規定にかかわらず、第7条による交付決定通知を受けた自主防災組織は、市長が補助金の交付目的を達成するために特に必要があると認めるときは交付決定金額以内で概算払いを受けることができる。

3 概算払いの請求を行うときは、五條市自主防災組織活動補助金概算払請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

4 補助事業者は、第1項の規定による通知を受け、既にその額を超える補助金が交付されているときは、市長の指定する期日までに返納しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象事業以外の目的に補助金を使用したとき。
- (2) 第9条の規定に違反したとき。
- (3) 第15条の規定による市長の報告の求めに従わなかったとき、又は調査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(財産の管理)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、その台帳を備え、保管状況を明らかにするとともに、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第21条第3号の規定により市長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格2万円以上の財産とする。ただし、当該財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、前項に規定する処分を制限された取得財産等について、他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ五條市自主防災組織活動補助金財産等処分申請書(様式第10号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(指示及び検査)

第15条 市長は、補助事業者に対し、必要な指示をし、報告を求め、又は書類等の検査を行うことができる。

(書類の保存)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経費を明らかにした書類、帳簿等を整備し、対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年五條市告示第22号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年五條市告示第81号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年五條市告示第79号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年五條市告示第44号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年五條市告示第66号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。